

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
【告示】					
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	健康推進課				
○ 食品衛生関係の営業の許可の申請に対する審査手数料の収納事務の委託	生活衛生課				
○ 収納事務の委託	〃				
○ 公有水面埋立地の用途変更許可申請についての縦覧	港湾課				
○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出	建築指導課				
【公告】					
○ 公共測量の終了	監理課				
○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催	都市計画課				
○ 道路の位置の指定	建築指導課				
【選挙管理委員会】					
○ 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体	選挙管理委員会				
〃	〃				
【労働委員会】					
○ 岡山県労働委員会あつせん員候補者	労働委員会				
		目次			
		担当課（室）			

◎岡山県告示第二百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年四月二十二日

指定した医療機関

名称

あお調剤薬局倉敷水江店

レモン薬局 八王寺店

レモン薬局 水島店

所在地

倉敷市水江一―四五 シティハイツアンドA一〇一

倉敷市八王寺町一八〇―三八

倉敷市水島西常盤町一〇―一八―七

指定年月日

令和七年四月一日

令和七年四月一日

令和七年四月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

令和7年4月22日 岡山県公報 第12695号

◎岡山県告示第二百二十一号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

二の手数料のうち、保健所及び保健所支所以外の場所における申請に係るものの収納の事務

二 委託した収入の種類

岡山県保健医療関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十号）に基づく食品衛生関係の営業の許可の申請に対する審査手数料

三 委託を受けた者の所在地及び名称

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

一般社団法人岡山県食品衛生協会

四 委託を受けた事務を行う場所

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

一般社団法人岡山県食品衛生協会内

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

備前保健所内

和気郡和気町和気四八七番二号

備前保健所東備支所内

倉敷市羽島一〇八三番地

備中保健所内

笠岡市六番町二番五号

備中保健所井笠支所内

高梁市落合町近似二八六番一号

備北保健所内

新見市高尾二四〇〇番地

備北保健所新見支所内

真庭市勝山五九一番地

真庭保健所内

津山市椿高下一一四番地

美作保健所内

美作市入田二九一番二号

美作保健所勝英支所内

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百二十二号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

二の手数料の収納の事務

二 委託した収入の種類

岡山県保健医療関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十号）に基づくと畜場の設置の許可の申請に対する審査及び獣畜のとさつ又は解体の検査並びに岡山県証明事務手数料条例（昭和三十一年岡山県条例第五号）に基づく県が行う証明事務に係る手数料

三 委託を受けた者の所在地及び名称

津山市国分寺九番一号

一般社団法人津山食肉処理公社

四 委託を受けた事務を行う場所

津山市国分寺九番一号

一般社団法人津山食肉処理公社内

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百二十三号

平成十年八月十九日付け岡山県指令港第十二号で免許した公有水面埋立について、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定による埋立地の用途の変更の許可申請があったので、同条第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、縦覧に供する。

なお、当該埋立地の用途の変更の許可申請については、同法第十三条ノ二第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することである。

令和七年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 埋立人 岡山県

2 埋立場所

1 工区 岡山県岡山市南区築港元町5番10及び同町5番79の地先公有水面

2 工区 岡山県岡山市南区築港元町5番10及び同市同区築港栄町7番9、7番29の地先公有水面

3 埋立地の用途

用途	変更前		変更後	
	配置	規模	配置	規模
ふ頭用地	埋立地の西側に位置	約 4.9ha	埋立地の東側に位置	約 1.8ha
道路用地	埋立地の北西部から北東部に位置	約 0.6ha	埋立地の北東部に位置	約 0.01ha
企業用地	なし	なし	埋立地の西側に位置	約 3.5ha
緑地	なし	なし	埋立地の北東部から南東部に位置	約 0.2ha

4 縦覧場所

岡山県土木部港湾課及び岡山県備前県民局建設部

5 縦覧期間

令和7年4月22日から同年5月13日まで

◎岡山県告示第二百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和七年四月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

一般財団法人日本建築センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

新…大阪府大阪市中央区本町一丁目四番八号

旧…大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番一五号

三 変更の年月日

令和七年四月三十日

〔一七八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市連島町西之浦地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類
令和七年三月十四日	終了年月日

〔一七九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和七年四月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開催期日

令和七年六月二日午前十時から

二 開催場所

都窪郡早島町前潟三六〇番地一 早島町役場二階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和七年五月七日から同月二十一日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は早島町都市整備部建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることはできない。また、意見を述べようとする者が多ければ、意見を述べようとする者の数又は時間をあらかじめ制限することができる。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域区分の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和七年五月七日から同月二十一日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び早島町都市整備部建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）におおしも公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六―二二六―七四九二）又は早島町都市整備部建設課計画係（都窪郡早島町前潟三六〇番地一 電話〇八六―四八二―〇六一四）

別紙様式

意見書

令和7年4月22日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域
区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し
出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔一八〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第四〇〇一号 令和七年四月九日	浅口市金光町大谷一七九四番九	六・〇二	五四・一四

◎岡山県選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和七年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をするこ
とができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和七年四月二十二日

政治団体の名称		代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
明るい早島の未来をつくる会	中戸哲生	中戸哲生	都窪郡早島町早島五七一	
安東伸昭後援会	安東伸昭	安東伸昭	津山市安井二一一一	
SDGsGOアクション協議会	佐々木弓子	佐々木雄司	赤磐市桜が丘西一一一九一八	
岡山県医薬品登録販売者政治連盟	竹原裕雅	竹原裕雅	瀬戸内市長船町土師一二二一五	
岡山県仏教会	山本観詠	山本観詠	玉野市築港三一四一二〇	
尾高誉久後援会	尾高誉久	尾高誉久	美作市湯郷八三八	
川上ともみ応援団	川上智美	高橋恵美	岡山市南区箕島一六四〇一九三	
かわさき美都後援会	太田正行	岸田由美	玉野市和田二一〇一六	
桜井くにひろ後援会	森本忠政	奥田剛	苫田郡鏡野町貞永寺一〇八三一	
さとうまさき後援会	橋本政勝	佐藤大樹	岡山市南区西市七〇五一	
さわだ順一後援会	中戸哲生	中戸哲生	都窪郡早島町早島五七一	
寺社奉行の会	山本観詠	山本観詠	玉野市築港三一四一二〇	
すいち玲子後援会	須一滋	須一滋	勝田郡奈義町豊沢三〇六一八	
玉野市仏教会	山本観詠	山本観詠	玉野市築港三一四一二〇	
土器ゆたか後援会	倉地和雄	土器豊	備前市伊部一四四四	
中井泰洋後援会	森藤智加夫	中井泰洋	勝田郡奈義町豊沢七五七	
西野修平後援会	小林正明	西野和美	津山市林田二三七一九	
日本共産党菅原おさむ後援会	阿部総子	林野和子	岡山市北区小山一〇九一一	
日本共産党余江ゆきお後援会	奥本茂正	伊丹敬二	岡山市中区新京橋一一三一八	
日本仏教会	山本観詠	山本観詠	玉野市築港三一四一二〇	
藤井典幸後援会	藤井典幸	藤井昭	浅口郡里庄町里見六五四三十四	
丸川まさとし後援会	西山晶敏	西山典子	浅口郡里庄町新庄二九三五	
山本観詠後援会	山本観詠	山本観詠	玉野市築港三一四一二〇	

◎岡山県選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成十九年四月二日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和七年四月二十二日

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	岡山県選挙管理委員会 委員長 大 林 裕 一
日本栄養士連盟岡山県支部	笹 埜 三世里	近 藤 恒 子	主たる事務所の所在地 和気郡和気町本九六五―一

◎岡山県労働委員会告示第一号
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。
令和七年四月二十二日

岡山県労働委員会
会 長 西 田 和 弘

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿
(令和7年4月10日現在)

区 分	氏 名	現 職 等	委 嘱 の 日 付				
				労 働 委 員 会 委 員			
				公 益 委 員			
事 務 局 職	西 田 和 弘	岡山大学大学院法務研究科教授	令和6年11月28日				
	濱 田 陽 子	岡山大学法学部教授	〃				
	岡 部 宗 茂	弁護士	〃				
	大 河 健 二	特定社会保険労務士	〃				
	安 田 祐 介	弁護士	〃				
	阪 口 林	ＵＡゼンセン岡山県支部参与	〃				
	檜 本 博 美	元岡山県教職員組合特別執行委員	〃				
	林 康 宏	運輸労連岡山県連合会執行委員長	〃				
	難 波 浩 一	連合岡山事務局長	〃				
	古 角 美 姫	全日通労働組合岡山県支部組織文化部長	〃				
委 員	梶 原 康 彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	〃				
	横 山 圭 介	横山石油株式会社代表取締役社長	〃				
	石 田 敦 志	株式会社イシダ代表取締役	〃				
	西 谷 治 朗	岡山県経営者協会専務理事	〃				
	三 宅 崇 文	おかやま信用金庫専務理事	〃				
事 務 局 職	那 須 健 介	岡山県労働委員会事務局長	令和7年4月10日				
	藤 井 俊 博	岡山県労働委員会事務局次長	令和7年4月10日				

員	近 藤 仁 志	岡山県労働委員会事務局総括参事	令和 6 年 4 月 11 日
---	---------	-----------------	-----------------